

2023

3月

No.587

か り や

か

り

や



「香りの波」 秋田県仙北市

写真提供：田中 勝志 氏

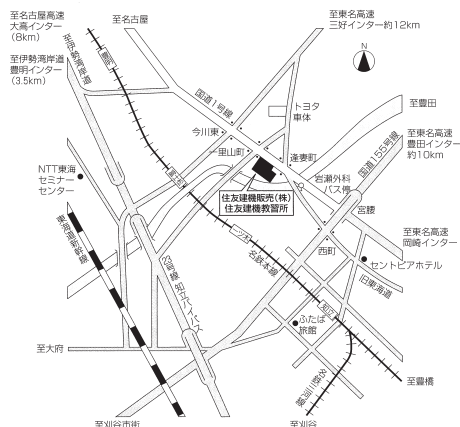
も く じ

『令和4年監督指導業務白書』	1
特別休暇制度を導入しましょう	3
年次有給休暇を活用しましょう	5
新春懇談会及び第1回全国大会実行委員会 開催報告	6
第82回全国産業安全衛生大会 in 名古屋 会場のご案内	7
令和4年度「労働問題総合対策セミナー」無料開催	8
労務管理講習会を開催	9
不適切な技能講習修了証について	10
愛知労働局管内死亡災害発生状況	12

愛知県の全産業死亡災害	12
労働者死傷病報告書受付状況	13
監督署だより	14
衣浦東部保健所コーナー	15
エッセイ 労務屋の昨今	16
会員だより	18
化学物質管理実務対応セミナーのご案内	19
お知らせ	20

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
3月	移動式クレーン																															
	クレーン・テリッ																															
	衛生管理者																															
	車両系建設機械																															
	解体用機械																															
	不整地運搬車																															
	小型移動式クレーン																															
	玉掛クレーン特別教育																															
	高所作業車																															
	床上クレーン																															
	ガス溶接																															
4月	移動式クレーン																															
	クレーン・テリッ																															
	衛生管理者																															
	車両系建設機械																															
	解体用機械																															
	不整地運搬車																															
	小型移動式クレーン																															
	玉掛クレーン特別教育																															
	高所作業車																															
	床上クレーン																															
	ガス溶接																															
5月	移動式クレーン																															
	クレーン・テリッ																															
	衛生管理者																															
	車両系建設機械																															
	解体用機械																															
	不整地運搬車																															
	小型移動式クレーン																															
	玉掛クレーン特別教育																															
	高所作業車																															
	床上クレーン																															
	ガス溶接																															



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

『令和 4 年監督指導業務白書』

刈谷労働基準監督署

当署が令和 4 年に実施した監督指導業務の結果をお知らせします。

労働基準監督署の監督指導業務には、署が主体的に対象事業場を選定して行う監督指導と労働者から申告を受けて行う申告処理があります。

令和 4 年も前年に引き続き、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら、緊急性の高いものを中心に 483 事業場に対して監督指導を実施しました。また、申告処理については 111 件実施しました。

会員の皆様には、この結果を参考に労務管理等の状況をご点検の上、必要があれば自主的に改善していただきますようお願いいたします。

1 監督指導実施状況《表 1 参照》

当署が令和 4 年に実施した監督指導 483 件のうち、261 事業場（54.0％）に対して、何らかの法違反を指摘しております。この割合は、前年の 49.2％と比べ 4.8 ポイント増加しました。また、重大な法違反の指摘を行ったことに伴う再監督を 24 件実施しております。

全体に占める割合の多かった違反として、**労働時間**（79 件、16.4％）、**割増賃金**（59 件、12.2％）、**安全基準**（58 件、12.0％）がありました。

労働時間に関する違反には、36 協定なく時間外労働を行わせたもの 42 件の他、「残業時間の上限規制」のうち、①時間外・休日労働時間数が月 100 時間以上であったもの 14 件、②同時間数が複数月平均 80 時間を超えていたもの 13 件、③特別条項の適用回数が月 6 回を超えていたもの 2 件などがありました。

割増賃金に関する違反には、算定時間数が不足していたもの 22 件、割増賃金の基礎となる手当を算入しなかったもの 13 件、割増賃金を全く支払っていなかったもの 7 件などがありました。

安全基準とは、機械、作業方法、作業場所等による危険を防止するため必要な措置をいい、最も多く認められた違反は、機械の掃除等の場合に運転停止しなかったもので 20 件ありました。

○ 業種別の違反率について

違反事業場数の割合が高かった業種として、**派遣業**（100％）、**運輸交通業等および保健衛生業**（各 66.7％）、**製造業**（54.6％）がありました。

○ 業種別の違反事項の特徴について

製造業では、労働時間および安全基準（各 44 件、19.4％）、年次有給休暇（24 件、10.6％）、割増賃金（23 件、10.1％）などの違反が認められました。

建設業では、安全基準（10 件、16.1％）、労働条件の明示、年次有給休暇および特定元方事業者・注文者の講ずべき措置（各 4 件、6.5％）などの違反が認められました。特定元方事業者・注文者の講ずべき措置とは、建設の仕事を自らも行う場合で、その仕事の一部を関係請負人すなわち下請業者に行わせるときに、下請業者の労働者の労働災害を防止するための措置をいい、具体的には下請業者に使用させる足場からの墜落防止措置などがあります。

運輸交通業・貨物取扱業では、労働時間（7 件、38.9％）、時間外・休日労働（5 件、27.8％）などの違反が認められました。

商業では、年次有給休暇（8 件、15.4％）、労働時間および割増賃金（各 7 件、13.5％）などの違反が認められました。

保健衛生業では、割増賃金（8 件、20.5％）、労働時間および年次有給休暇（各 7 件、17.9％）などの違反が認められました。

接客娯楽業では、割増賃金（7 件、17.5％）、労働時間（6 件、15.0％）などの違反が認められました。

派遣業では、割増賃金（2 件、100％）などの違反が認められました。

表１ 令和４年監督実施状況

	監督指導実施事業場数	違反事業場数	違反事業場数割合(%)	再監督実施事業場数	違反事項																									最低賃金法	じん肺法
					労働基準法												労働安全衛生法														
					労働条件の明示	賃金不払	労働時間	休憩・休日労働	時間外・休日労働	割増賃金	年次有給休暇	就業規則	法令等の周知義務	年次有給休暇管理簿	安全管理者・衛生管理者	産業医	作業主任者	安全・衛生委員会等	安全基準	衛生基準	特定元方事業者・注文者	定期自主検査	安全衛生教育	就業環境測定	作業環境測定	健康診断		労働時間の状況の把握			
																										実	医師の意見聴取				
製造業	227	124	54.6	11	20	4	44	2	13	23	24	10	6	11	6	1	13	6	44	18	0	19	5	5	16	17	10	4	10	1	
建設業	62	32	51.6	2	8.8	1.8	19.4	0.9	5.7	10.1	10.6	4.4	2.6	4.8	2.6	0.4	5.7	2.6	19.4	7.9	0.0	8.4	2.2	2.2	7.0	7.5	4.4	1.8	4.4	0.4	
					4	0	2	0	0	3	4	0	0	3	0	0	3	0	10	2	4	0	1	0	0	0	1	2	0	0	
運輸交通業・ 貨物取扱業	18	12	66.7	1	6.5	0.0	3.2	0.0	0.0	4.8	6.5	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	4.8	0.0	16.1	3.2	6.5	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	1.6	3.2	0.0	0.0	
					1	1	7	2	5	3	3	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3	1	0	0
商業	52	24	46.2	4	5.6	5.6	38.9	11.1	27.8	16.7	16.7	0.0	5.6	5.6	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	11.1	16.7	5.6	0.0	0.0	
					6	1	7	2	0	7	8	6	0	5	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	1	6	2	3	4	0
保健衛生業	39	26	66.7	2	11.5	1.9	13.5	3.8	0.0	13.5	15.4	11.5	0.0	9.6	0.0	0.0	0.0	3.8	1.9	0.0	1.9	0.0	0.0	1.9	11.5	3.8	5.8	7.7	0.0	0.0	
					6	0	7	0	0	8	7	5	2	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0
接客娯楽業	40	18	45.0	2	15.4	0.0	17.9	0.0	0.0	20.5	17.9	12.8	5.1	5.1	2.6	2.6	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3	10.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
					3	1	6	3	0	7	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	2	0
派遣業	2	2	100.0	0	7.5	2.5	15.0	7.5	0.0	17.5	5.0	5.0	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5	2.5	2.5	5.0	0.0	0.0	
					0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
その他の 非工業的業種	15	10	66.7	0	0.0	50	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0		
					2	0	1	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0
その他の事業	28	13	46.4	2	13.3	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	6.7	6.7	0.0	0.0		
					5	1	5	2	2	6	4	4	0	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	5	2	0	0	
合計	483	261	54.0	24	33.3	6.7	33.3	13.3	13.3	40.0	26.7	26.7	0.0	26.7	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	6.7	0.0	0.0	6.7	13.3	33.3	13.3	0.0	0.0		
					47	9	79	11	20	59	55	27	10	27	7	2	16	9	58	22	4	22	6	5	18	35	28	15	16	1	
					9.7	1.9	16.4	2.3	4.1	12.2	11.4	5.6	2.1	5.6	1.4	0.4	3.3	1.9	12.0	4.6	0.8	4.6	1.2	1.0	3.7	7.2	5.8	3.1	3.3	0.2	

1 違反状況欄の上位は違反事業場数、下段は各業種の定期監督等実施事業場数に占める割合です。

2 その他の非工業的業種には、農業、金融・広告業、教育・研究業、清掃業などがあります。

3 その他の事業とは、労働基準法別表1に掲げるいずれにも該当しない事業をいい、警備業、情報処理サービス業などがあります。

2 申告処理状況《表2参照》

当署が令和４年に、労働者からの法違反の疑いがあるとの申告を受けて調査を行った件数は111件ありました。この件数は前年の85件と比べ26件（30.6％）大幅に増加しました。

申告の多かった業種として、派遣業28件、商業および接客娯楽業各13件、製造業11件がありました。

申告の多かった事項として、賃金不払68件、割増賃金不払14件、解雇13件、休業手当不払11件、労働条件の明示および年次有給休暇が各6件ありました。また、「その他」の内訳として、賠償予定の禁止および法令等の周知義務が各3件、退職時等の証明および金品の返還が各2件ありました。

いずれの業種においても賃金不払に関する申告が最も多かったですが、一部において、賃金不払の背景として、労働条件を书面の交付により明示していなかった、または全く明示していなかったため、賃金不払の有無や不払額について確認できなかったケースも認められました。

表２ 令和４年申告処理状況

	申告処理件数	主要申告事項									労働安全衛生法
		労働基準法									
		労働条件の明示	解雇	賃金不払	休業手当不払	労働時間 休憩 休日	割増賃金不払	年次有給休暇	その他		
製造業	11	0	1	6	0	1	1	1	1	2	
建設業	10	0	1	6	0	0	1	0	2	0	
運輸交通業	8	0	1	6	0	3	1	1	2	0	
商業	13	1	2	8	1	0	3	0	1	0	
保健衛生業	10	0	3	5	0	0	1	1	1	0	
接客娯楽業	13	1	3	9	1	1	0	1	0	0	
派遣業	28	1	0	20	6	0	2	1	3	0	
その他の非工業的業種	13	3	1	6	1	0	2	1	0	0	
その他の事業	5	0	1	2	2	0	3	0	0	0	
合計	111	6	13	68	11	5	14	6	10	2	

1 その他の非工業的業種には、農業、金融・広告業、教育・研究業、清掃業などがあります。

2 その他の事業とは、労働基準法別表1に掲げるいずれにも該当しない事業をいい、警備業、情報処理サービス業などがあります。

3 1件の申告に複数の申告事項が含まれるものもあるため、主要申告事項の総合計が申告処理件数の合計を上回っております。

特別休暇制度を導入しましょう



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別休暇制度とは

特別休暇制度とは、労使による話し合いを通じて、休暇の目的や取得形態を任意に設定できる法定外休暇を指します。病気休暇やボランティア休暇などのほか、従前から多くの企業で導入のみられる慶弔休暇や夏季休暇も、企業により任意に設定された特別休暇です。

※いわゆる失効年次有給休暇の積立休暇について
労働基準法では、年次有給休暇の請求権の時効は2年とされていますが、時効となった年次有給休暇を積み立て、病気や介護など使用目的を限定した特別休暇としている例もあります。

法定休暇とは

法律で定められた
休暇・休業

例) 年次有給休暇
育児休業
介護休業
子の看護休暇
介護休暇
生理休暇

法定外休暇とは

就業規則等により
会社が任意に定めた休暇

例) 病気休暇
ボランティア休暇
裁判員休暇
犯罪被害者等の
被害回復のための休暇

特別休暇制度

本事例集で取り上げる特別休暇制度

本事例集では、特別休暇の中から、

- 1 病気等に備えた年次有給休暇の取得控えを防止し、年次有給休暇の取得促進につながっている休暇

年次有給休暇の取得促進に資する特別休暇

例) ●病気休暇 等

- 2 裁判員の選任等の従業員自身がコントロールできない事情に応じたセーフティネットとなる休暇

万が一に備えたセーフティネットとなる特別休暇

例) ●裁判員休暇 ●犯罪被害者等の被害回復のための休暇 ●災害休暇(被災時の休暇) ●病気休暇 等

- 3 地域ボランティア活動への参加など従業員の行動変容のきっかけづくりとなる休暇

従業員の行動変容のきっかけづくりとなる特別休暇

例) ●ボランティア休暇 ●骨髄ドナー休暇 ●自己啓発休暇 等

を中心に取り上げています。

特別休暇制度を導入しましょう

働く方々の個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方・休み方を自ら選択できるようにすることで、生産性向上や多様な人材の確保につながります。そのためには、年次有給休暇の取得促進がまずは重要ですので、特別休暇制度の導入に当たっては、年次有給休暇の取得を阻害しないように留意することが大切です。本事例集の取組事例を参考の上、働く方々の健康の保持・増進、ワーク・ライフ・バランス、モチベーションの向上を図り、その持てる能力を十分発揮できる環境づくりに向け、特別休暇制度を導入しましょう。

従業員のニーズに合わせた特別休暇制度の導入

- 特別休暇制度を導入している企業の中には、従業員の声や具体的なニーズがきっかけとなって、病気休暇やボランティア休暇など、新たな休暇を導入したという企業も少なくありません。
- 制度の導入後は、より使いやすい制度とするため、定期的な従業員ニーズ調査や利用状況のフォローアップを行うとよいでしょう。休暇によっては必ずしも利用者が多いことがよいわけではありませんが、利用者があまりに少ない場合、使いづらさや制度の周知に問題はないか、他にニーズが高い休暇はないかなどをチェックし、制度の見直しや運用の改善につなげていくことが重要です。

特別休暇制度の導入状況・導入の意義

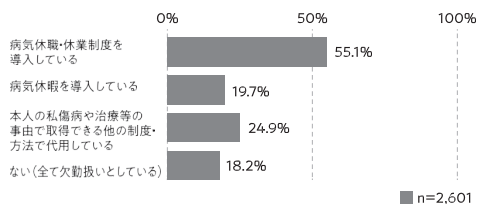
「令和4年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」の結果から、本事例集で取り上げている特別休暇制度の導入状況や労働者のニーズ等をご紹介します。

特別休暇制度の導入状況

病気休職制度・病気休暇の導入状況を企業に聞いたところ、「病気休職・休業制度を導入している」企業が6割弱、「病気休暇を導入している」企業が2割弱、「本人の私傷病や治療等の事由で取得できる他の制度・方法で代用している」企業が2割強となっています。

図表1

病気休職制度・病気休暇の導入状況（複数回答）（企業調査結果）

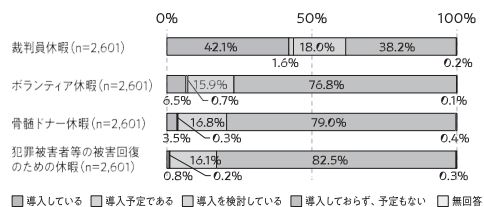


また、他の特別休暇の導入状況をみると、「裁判員休暇」を導入している企業は4割強、「ボランティア休暇」を導入している企業は1割弱となっています。

「骨髄ドナー休暇」「犯罪被害者等の被害回復のための休暇」については、導入している企業は少ないものの、導入を検討している企業が2割弱あります。

図表2

他の特別休暇の導入状況（単数回答）（企業調査結果）



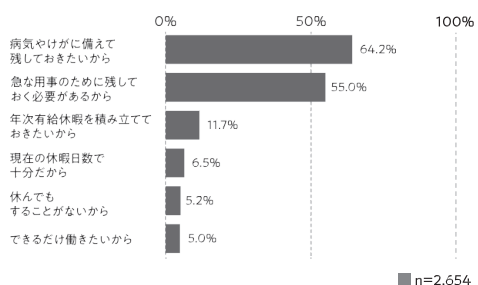
特別休暇制度導入の意義

年次有給休暇を取り残す理由を労働者に聞いたところ、「病気やけがに備えて残しておきたいから」が6割強でもっとも多く、次いで「急な用事のために残しておく必要があるから」が5割強となっています。

病気休暇等の特別休暇制度を設けることで、このような理由での取り残しを防ぎ、年次有給休暇の取得促進につながることを期待できます。

図表3

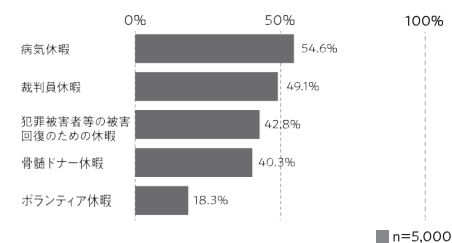
年次有給休暇を取り残す理由（複数回答）（労働者調査結果）



（注）年次有給休暇を「何日か残しておきたいと考えていた」「年次有給休暇は、全く利用するつもりがなかった」と回答した人を対象とした設問。回答割合が高い選択肢6つを抜粋して表示

図表4

各種特別休暇制度について、有給の特別休暇を設けてほしい割合（労働者調査結果）



（注）各設問について、「有給の特別休暇を設けてほしい」の回答割合を抜粋して表示
（注）ボランティア休暇については、ボランティア休暇や地域活動への参加意向の有無を把握するなど、他の特別休暇とは異なる設問群において把握しており、他の特別休暇との単純な比較はできない点に留意

年次有給休暇を活用しましょう



事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。か、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

新春懇談会 開催報告

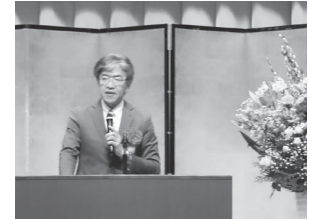
愛知労働基準協会

1月23日(月)、コロナ禍の影響により自粛しておりました新春懇談会を3年ぶりに名古屋商工会議所2階大会議室(ホール)(名古屋市中区)において、会場及びWEB同時配信により開催されました。

冒頭、当協会長の西村司より挨拶が行われ、当協会の取り組んでいる活動等について報告を行いました。続いて、ご来賓の愛知労働局長 代田雅彦氏よりご挨拶があり、現下の労働情勢や行政の



当協会長 西村司



愛知労働局長
代田雅彦氏



愛知労働局安全課長
濱田勉氏

取組み等についてのお話に加え、今年の干支、癸卯(みずのとう)にちなみ、終わりを意味するとともにこれから新しいものが開けてくる年、これまでの努力が実を結んで勢いよく成長し、飛躍するような年だと言われておりますし、そうなってほしいと思っております、とのお話がありました。

講演では、「安全経営あいち®」をテーマに、愛知労働局労働基準部安全課長 濱田勉氏より、リスクアセスメントが意図することや、モノづくり・サービス提供の7つの視点との関係性などについて説明がありました。

なお、新型コロナ感染防止の観点から、飲食を伴う「賀詞交歓会」は自粛しました。

全国産業安全衛生大会 in 名古屋 第1回実行委員会 開催報告

愛知労働基準協会

本年、名古屋にて開催される全国産業安全衛生大会(9/27～29 主催：中央労働災害防止協会、協力：愛知県下労働基準協会)に向けて、第1回実行委員会が、1月23日(月)、名古屋商工会議所2階大会議室(ホール)(名古屋市中区)において、会場及びWEB同時配信により開催されました。

実行委員会は、当協会の西村司会長が実行委員長に、当協会副会長が副委員長に、また、当協会理事、幹事、安全管理者交流会長、衛生管理者交流会長、THP推進協議会長及び地区労働基準協会専務理事が実行委員に就任して、顧問として労働局、特別委員として県・名古屋市及び関係団体にご参加いただきました。



当協会長 西村司



中央労働災害防止協会
理事長 竹越徹氏



愛知労働局長
代田雅彦氏

冒頭、実行委員長、主催の中央労働災害防止協会理事長 竹越徹氏及び愛知労働局長 代田雅彦氏より挨拶をいただき、大会の盛会を祈念しました。

会議では、中央労働災害防止協会教育ゼロ災推進部長八木健一氏より、全国産業安全衛生大会のコンセプト等について説明が行われ、続いて当協会の守山専務理事より愛知県下労働基準協会の取組み状況について報告がなされました。

第2回実行委員会は7月5日に開催されますので、おって報告します。

～ 全国産業安全衛生大会 in 名古屋のコンセプト ～

日常の安全衛生活動に加え、

①ゼロ災害全員参加運動 50周年を踏まえた新たな運動の普及

②化学物質の自律的な管理

愛知から全国へとして、

③「安全経営あいち」を通じたリスクアセスメントの普及、パワハラ防止の労働劇

第 82 回全国産業安全衛生大会 in 名古屋

(ポートメッセなごや) について

愛知労働基準協会

第 82 回（令和 5 年度）全国産業安全衛生大会は、8 年ぶりに愛知県名古屋市（ポートメッセなごや）で 9 月 27 日(水)から 29 日(金)までの 3 日間開催します。そこで、これから開催まで様々な角度から全国産業安全衛生大会 in 名古屋をご紹介します。

第 1 回となる今回は、大会が開催される会場（ポートメッセなごや）について、報告します。

名古屋市国際展示場（愛称：ポートメッセなごや）は、中部地区最大規模の国際見本市会場として、名古屋市港区の金城ふ頭に昭和 48 年に建設されました。見本市・展示会をはじめ数多くのイベント、集会が開催され、多数の来場者に利用されています。

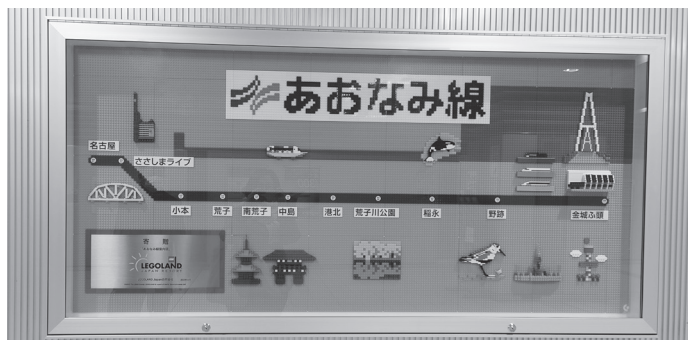
また、令和 4 年 10 月 1 日には 2 つの施設（新第 1 展示館、コンベンションセンター）が新たにオープンし、新第 1 展示館は柱の無い展示スペースとしては日本最大級（展示面積は、約 2 万平方メートルで 1 万 5 千人規模のコンサートやスポーツイベントが開催可能）となり、こけら落とし公演は小田和正さんのコンサートが開催されました。



新たにオープンした新第 1 展示館

交通アクセスは、あおなみ線名古屋駅より 24 分、金城ふ頭駅から新第 1 展示館はデッキで直結しており雨に濡れずに移動することが可能です。

（お車の場合：施設内の一般来場者用駐車場の利用が廃止のため、伊勢湾岸自動車道 名港中央 IC 料金所を降りてすぐの金城ふ頭駐車場へ駐車ください。※ 5,000 台駐車可能な有料駐車場です。）



あおなみ線「名古屋駅」構内に設置されたレゴ(R)ブロック製の路線案内図

周辺施設には、「LEGOLAND® Japan Resort」や「リニア・鉄道館」、ショップや飲食店など約 40 店舗のお店があり、陶芸や吹きガラス、食品サンプル作りなどのモノづくり体験が楽しめる商業施設の「メイカーズ・ピア」などがあります。

また、1 月 13 日(金)には開催関係者による会場視察も行われ、大会の成功に向けて動線の確認や問題点の話し合いなどが行われました。



新第 1 展示館の一部



交流センター



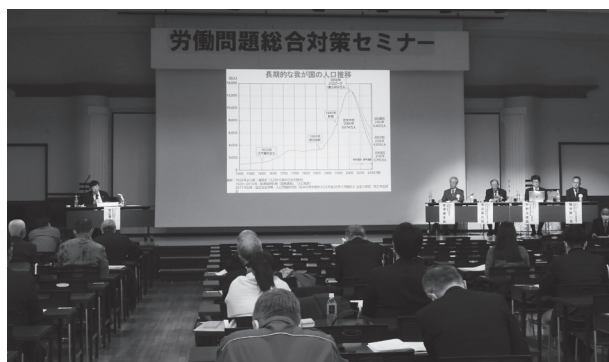
フードコート（コンベンションセンター 2F）

令和4年度「労働問題総合対策セミナー」無料開催

名古屋市公会堂で160名参加

さる1月27日、愛知県下各労働基準協会は名古屋市公会堂（名古屋市昭和区）4階ホールにおいて「令和4年度 労働問題総合対策セミナー」を無料開催しました。セミナーには愛知県内事業場の経営者・労務人事・安全衛生部門責任者・担当者など、会場での対面受講と後日配信するインターネット視聴合わせて160名が参加しました。

本セミナーは今年度より愛知県下15協会の主催とし、また企業共通の課題を広く共有し企業繁栄につなげることを目的に、無料開催としました。



セミナー風景



宮澤俊夫弁護士

セミナーでは、はじめに一宮労働基準協会 大森輝英会長（大森石油株式会社代表取締役社長）が開会挨拶を行い、続いて宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤俊夫弁護士が「高齢者の雇用をめぐる諸問題」と題する特別講演を行いました。宮澤弁護士からは、高齢者雇用安定法、再雇用と同一労働同一賃金、65歳定年制と高齢社員の処遇、ジョブ型賃金システムについて、豊富な裁判例とともに解説が行われました。

次に「高齢者の労務・安全衛生管理と活躍促進」を共通テーマにパネルディスカッションが行われました。

パネリストとコーディネーターは次の通り。

「パネリスト」

宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤俊夫弁護士

吉山社会保険労務士事務所所長 愛知労働局総合労働相談員 吉山嘉久特定社会保険労務士

(株)アイシン グループコーポレート基盤本部安全健康推進部 平野元彦部長

(公社)愛知労働基準協会 塩谷欽一事務局長代理（元名古屋東労働基準監督署長）



一宮労働基準協会
大森輝英会長



吉山嘉久
特定社会保険労務士



(株)アイシン
平野元彦部長

「コーディネーター」

(一社)名北労働基準協会専務理事・事務局長市之瀬高司特定社会保険労務士

パネルディスカッションでは共通テーマを下記の項目に分け、各パネリストがそれぞれの立場から行う発表をコーディネーターがまとめながら考察を深めました。

- ①高齢者の労働条件と職務
- ②高齢者の労働災害防止と健康確保
- ③高齢者の就労意欲の増進と活躍促進

以上をもってセミナーは盛会裏に終了しました。



(公社)愛知労働基準協会
塩谷欽一事務局長代理



(一社)名北労働基準協会
市之瀬専務理事・事務局長

労務管理講習会を開催

去る2月10日(金)に本年度最後の講習として、刈谷労働基準監督署後援のもと、「労務管理講習会」があいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて開催されました。

当日は各企業の管理者、労務担当者など100名の方に参加していただきました。

はじめに、春日運送(株)の磯貝労務・教育部会長の挨拶の後、刈谷労働基準監督署 橋本署長より挨拶がありました。少子高齢化による人手不足を背景とした長時間労働、その対応としての働き方改革の必要性の説明と、愛知県の最低賃金と業務改善助成金活用について案内をされました。

続いて、刈谷労働基準監督署 加藤第一方面主任監督官が「労働時間管理と長時間労働の対応について等」と題する講習を行いました。

加藤第一方面主任監督官からは、1950年から2065年までの日本の人口の推移と、その人口構造の変化がもたらす人手不足を背景とした働き方改革のポイントから始まり、適正な労働時間管理についてを、労働時間対策のこれまでの経緯や、産業別、事業規模別の内訳、国際比較の現状を踏まえて説明し、働き方改革の成功例として、残業時間が低減できた事例説明を行いました。



加藤第一方面主任監督官
せ下さい。

尚、当日配布した資料が必要な場合は、刈谷労働基準協会までお問い合わせ



磯貝労務・教育部会長



橋本署長

不適切な技能講習修了証について

不適切な技能講習とは

労働安全衛生法では、一定の危険・有害業務に従事させる場合、一定作業の作業主任者として選任する場合には、技能講習を修了した者でなければ就かせてはならないこと、そして技能講習は

- 都道府県労働局長の登録（平成 12 年までは労働基準局長の指定、平成 16 年までは労働局長の指定）を受けた者でなければ実施できない
- 法令で定めるカリキュラム（技能講習規程）に基づき講習を行わなければならない
- 所定の講習等を修了した者に対して、技能講習修了証を発行しなければならないことが定められています。

これらの規定で定められた内容を満たさない講習で発行された修了証、講習を行うことなく発行された修了証は無効であり、これら無効な修了証を用いて業務が行われた場合には、当該修了証の所持労働者のみならず、従事させた事業者も労働安全衛生法違反として処罰されることがあります。

そのため問題が明らかになった場合にその情報を掲載します。これらの情報に心当たりがある場合、該当する技能講習修了証が発見された場合などは、**愛知労働局 安全課（052-972-0255）**まで連絡してください。

不正に交付された技能講習修了証

不正に交付されたものとして公表されている情報です。

1. 「職業訓練法人愛知県建設センター」に係るもの

（初掲載：平成 17 年 10 月）

交付した技能講習修了証の一部に不正に交付されたものが確認され、技能講習修了証として無効であることから、これまで同センターが回収を進めてきました。また、当局においては、回収が出来ていない者に対し無効通知を行ってきました。しかし、修了者の転居先が不明である等のために回収又は通知ができないものが今なお、多数存在することから、今般、本人に通知できないものを公表することとしました。

※職業訓練法人愛知県建設センターは正規の登録を受けた機関であり、問題が確認された修了証は下記の物のみです

機関名称	職業訓練法人愛知県建設センター
所在地	名古屋市昭和区桜山 3-5-12
交付された期間	昭和 55 年から昭和 61 年までの間

不正が確認された講習種別 と開催地	足場の組立て等作業主任者技能講習	大阪府、愛媛県
	型枠支保工の組立て等作業主任者講習	大阪府、愛媛県
	木造建築物の組立て等作業主任者講習	愛知県、東京都、大阪府、愛媛県
	木材加工用機械作業主任者講習	大阪府、愛媛県
無効である理由	いずれも、都道府県労働基準局長の指定（現在は労働局長の登録）を受けた者が行った講習ではないこと	
不正に発行した修了証数	2,246（実人員 1,214 名）	

2. 「野崎潤一郎」に係るもの （初掲載：平成 30 年 5 月）

登録を受けていた平成 20 年から平成 24 年までの間、一度も講習を実施した実績が無いにもかかわらず、同機関名で発行された修了証が発見されました。

機関名称	「野崎潤一郎」もしくは「野崎潤一郎事務所」
所在地	名古屋市南区加福本通 3-14（当時）
交付された期間	不明
不正が確認された講習種別	玉掛け技能講習
無効である理由	講習を実施した実績（記録）が無いため、有効な修了証は存在しない
不正に発行した修了証数	不明

3. 「小林克広（ヤマカツ工業）」に係るもの （初掲載：令和 3 年 10 月）

他の機関を騙って偽造された修了証、登録を受けていない機関名で発行された修了証が発見されました。

発行機関名称	正規の機関名を騙って偽造：「一般社団法人日本鳶工業連合会」 ※日本鳶工業連合会は正規の登録機関であり、本件偽造修了証以外は有効な修了証です
	不正な手段で発行：「(株)伊藤組」「(有)ヤマカツ小林組」「F・K 工業」
不正が確認された講習種別	技能講習：玉掛けほか、全 28 種類（類似名称による重複あり） 特別教育：玉掛けほか、全 34 種類（類似名称による重複あり）
備考	詳細は北海道労働局のプレスリリース『第一報(令和 3 年 6 月 28 日版)』『第二報（令和 3 年 9 月 16 日版）』をご確認ください

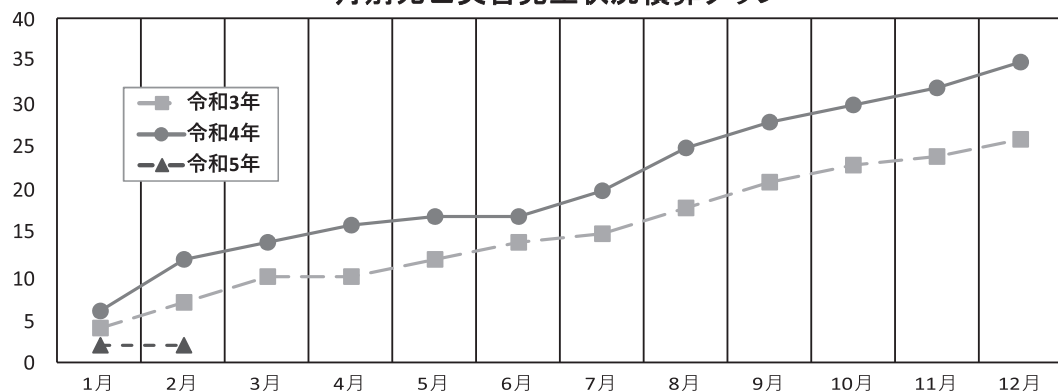
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年2月7日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和5年（速報値）	令和4年同時期（速報値）	令和4年暫定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業	1	2	6（2）
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	1		1（1）
	金 属 製 品		1	2
	一般・電気・輸送用		1	2
	そ の 他			1（1）
	建 設 業		2	12
建 設 業	土 木 工 事 業			4
	建 築 工 事 業		2	6
	そ の 他			2
陸 上 貨 物 運 送 事 業			1	4
商 業	卸 売 業			2（1）
	小 売 業			2（1）
	そ の 他			
	清 掃 ・ と 畜 業	1		
上 記 以 外 の 事 業			2	11（4）
合 計		2	7	35（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

（令和5年2月7日現在）

愛知労働局

発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R4.11.21. 11：40	商業	30～49名	運転者	20代	1年	交通事故 （道路）	トラック	高速道路で2tトラックを運転中、出口車線において前方のトレーラーに衝突したものの。
R4.12.27. 15：30	鉄道・ 軌道・ 水運・ 航空業	10～29名	陸上 作業員			交通事故 （その他）	その他の 乗物	静岡県舞阪港沖で曳船を回航中、船尾デッキ上に浸水を確認し、排水を試みたものの沈没に至った。乗船していた2名のうち陸上作業員1名が未だ見つかっていない状況。
R5.1.12. 12：58	鉄鋼業	50～99名	作業員・ 技能者	30代	10年	はさまれ・ 巻き込まれ	炉・窯	溶解炉の扉が閉まらなくなったため補修していたところ、落下してきた扉に頭を挟まれた。

令和 4 年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和 5 年 1 月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	10		184		226		−42		建 設 業 計	2		39		32		+7	
食 料 品	2		31		42		−11		土 木	1		12		9		+3	
織 維					2		−2		建 築	1		20		17		+3	
木材・木製品			2		1		+1		そ の 他			7		6		+1	
製紙・印刷			4		1		+3		交通・運輸業	1		52		67		−15	
化 学	1		16		9		+7		陸上貨物業			1		3		−2	
窯業・土石			9		11		−2		港 湾 荷 役 業					1		−1	
鉄鋼・非鉄	1		16		13		+3		商 業	4		62		73		−11	
金 属 製 品	1		32		44		−12		接客・娯楽業	4		27		29		−2	
一 般 機 械			19		10		+9		清 掃 業	1		28		20		+8	
電 気 機 械			2		5		−3										
輸送用機械	4		42		76		−34		そ の 他	65		839 (1)	127		+712	+1	
その他製造	1		11		12		−1		合 計	87		1232 (1)	578		+654	+1	

※本統計は令和 5 年 1 月末日までの労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

令和 5 年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和 5 年 1 月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	7		7		5		+2		建 設 業 計					1		-1	
食 料 品	2		2		1		+1		土 木								
織 維									建 築					1		-1	
木材・木製品									そ の 他								
製紙・印刷									交通・運輸業	2		2		3		-1	
化 学									陸上貨物業								
窯業・土石									港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄									商 業					2		-2	
金属製品	4		4		1		+3		接客・娯楽業	2		2		1		+1	
一 般 機 械									清 掃 業								
電 気 機 械																	
輸送用機械					1		-1		そ の 他	1		1		1			
その他製造	1		1		2		-1		合 計	12		12		13		-1	

※本統計は令和 5 年 1 月末日までの労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

副業・兼業の適切な導入及び実施について

刈谷労働基準監督署

副業・兼業は、多様な働き方のひとつとして期待が高まっています。労働者にとっては、離職せずとも別の仕事に就くことが可能となり、スキルや経験を得ることで、労働者の自己実現の追及、所得の増加などのメリットがあります。企業にとっても、優秀な人材の獲得・流出の防止、得られた知識やスキルを活かすオープンイノベーションなどのメリットが考えられます。一方で、就業時間が長くなる可能性がある等、注意しなければならない点もあります。

そこで、今回は、副業・兼業の実施にあたり、留意すべき点等についてご説明いたします。

○企業の対応方針

仕事以外の時間については、基本的には労働者の自由であるため、自社の業務に支障をもたらすような事情が無ければ、副業・兼業を認める方向で検討することが望ましいです。

○労働時間の管理

労働基準法第38条第1項において、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定され、複数の事業場で労働する場合、それらの複数の事業場における労働時間が通算されます。つまり、副業・兼業を実施する場合、自社と副業・兼業先の労働時間を通算して管理する必要があります。

【原則的な労働時間の管理方法】

①所定労働時間の通算方法 : 労働契約締結の先後の順に通算

②所定外労働時間の通算方法 : 所定外労働の発生順に通算

その結果、自社の労働時間制度における法定労働時間を超える部分が時間外労働となります。各々の使用者は、通算して時間外労働となる時間のうち、自らの事業場において労働させる時間については、自らの事業場における36協定の延長時間の範囲内としなければならず、また時間外労働の割増賃金を支払う必要があります。なお、時間外労働のうち、労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の規定に基づく、「時間外労働と休日労働の合計で単月100時間未満、複数月平均80時間以内」の要件については、通算された労働時間で、当該労働者を使用する使用者に適用されます。

○その他、実施にあたり企業に求められること

労働時間や健康の状態を把握するためにも、副業・兼業の内容や他の使用者の事業場における労働時間を、労働者からの申告などにより確認・把握します。労働安全衛生法も適用されますので、健康診断等の健康確保措置を実施しなければなりません。また、労災保険給付の対象にもなりますし、雇用保険、厚生年金保険、健康保険の加入要件を満たす場合は、加入手続を行わなければなりません。

人生100年時代を迎えた今、企業も働く側も安心して副業・兼業を行うことができ、人それぞれの多様な働き方を受け入れられるような、環境の整備が期待されます。

副業・兼業に関する詳細情報は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等をご覧ください。

副業・兼業 ガイドライン



～衣浦東部保健所活動紹介～

地域と連携して「健康づくり」を推進しましょう

衣浦東部保健所では「地域職域連携推進事業」を実施し、地域の働く世代の健康増進と「健康経営」の促進を目指しています。この度、西三河北部・西三河南部西医療圏合同で、「地域職域連携推進事業作業部会」を実施しましたので、概要をご報告します。

日 時：令和5年1月13日（金）午後2時から午後3時30分まで

内 容：①企業アンケート中間結果報告 ②意見交換

出席者：企業、市保健センター、商工会議所、全国健康保険協会、健康づくり振興事業団等

1 企業アンケートの中間結果報告（概要）

刈谷労働基準協会、第一生命株式会社の協力を得て、企業アンケートを実施しましたので、中間報告を行いました（回答数：12月末時点で330事業所）。

- ・従業員の健康面で心配なことについての回答数を集計したところ、「喫煙（140事業所）」「メンタル（111事業所）」の順に多く、必要と思われる研修、健康教育では「メンタル（102事業所）」「運動習慣（70事業所）」の順に多い結果となりました。
- ・健康づくりの取り組みは、65%の事業所が未実施でした。禁煙支援についても多くの事業所があまり取り組みが出来ていないことがわかりました。
- ・健康づくりに取り組むために支障をきたしていることは「時間がない」「どのようなことをしたらよいかわからない」が多くあげられました。

2 意見交換

（企業から）

- ・人材の「採用」の課題において、ポイントは「健康」です。「健康づくりに力をいれている」事を理由に就職先を選ぶ人が増えています。
- ・メンタルヘルスの研修が出来ていないので、市の保健センターにお願いすれば良いことがわかりました。

（市保健センターから）

- ・企業向けに、出前講座や健康器具の貸し出しを行っています。
- ・企業さんと顔の見える関係を作れたらと思います。

（健康づくり振興事業団から）

- ・健康づくりリーダー（ボランティア）を育成しています。企業の健康づくりに是非活用してください。



この記事についてのお問合せは衣浦東部保健所総務企画課（0566-21-4778）まで

東海労働経済研究所

小栗 利治

(前愛知紛争調整委員会委員)

水のようにまぶしい君になれ

1月9日付日経新聞に「水と生きる SUNTORY」の宣伝に標題の広告随筆が掲載されていた。或は他紙にも同様の広告が掲載されていたかもしれないが、作家伊集院静氏の作である。

新成人へのお祝いの言葉で要旨「今日から大人」と言われても、自分のどこが？何が大人かわからないだろうね。私たちも皆同じだった。懸命に生きるうちに大人になった。大人なりの考えも身についた。自分だけがイイのはダメだ。働くにしても、歩くにしても、自分だけがイイのはダメだ。金を得ることだけが目的なら、早々自分を失うものだ。その仕事は誰かのために汗を流しているか。そうして共に笑える日が見えるか？

去年の春から大人は18歳になった。なぜ急に2つも若くなったのか？それは信頼できる、可能性を信じて生きている大人を一人でも増やしたいからだ。

人口減少は止まらないようだ。

伊集院静氏はサントリーの広告の中で、再び言う。

- ・自分だけがイイのはダメだ。自分だけがラクするのはダメだ。
- ・金を得ることだけが目的なら、早々に自分を失うものだ。
- ・その仕事は誰かのために汗を流しているか、共に笑える日が見えるか。
- ・この国はアジアの中で、いや世界の中で、美しい水に満ち、美味しい水にあふれ、素晴らしい自然に恵まれている。
- ・その国の上を平然と兵器が飛ぶことを許してはいけない。断じて許さない大人になろう。
- ・誇りを捨てるな。
- ・今までの大人のやり方ではダメなんだ。
- ・さあ立ち上がろう。新しい日本になるために（要旨）と語りかける。

最近のマスコミ報道を要旨にして下記に記載してみた。

= 国際情勢 =

- ・独裁国家 ロシア、中国（令和 4.11.6 読売新聞）
- ・ロシアのプーチン、中国の習近平

「こわもて」「独裁 いさめる者なし」「強権力者」

「定年制度無視」「部下で固めた独裁」（令和 4.11.6、令和 4.11.22 読売新聞）

- ・軍事大国のそのリーダー ウクライナ侵略

= 縮小ニッポン、少子化 = (令和 4.6.4、令和 4.7.30 日経新聞) (令和 4.6.10 読売新聞)

- ・出生数の減少：出生率 1.3 を下回り、6 年連続過去最少

1 年に 200 万人生まれていたが、今は 80 万人 (昨年 1-6 月で 385,000 人)

人口 12,500 万人 → 50 年後 8,000 万人

空き家が殖えている

(再掲イーロンマスク：日本は生まれる人より死亡する人の方が多い、いずれ日本は存在せず)

- ・男性の平均寿命 81.47 歳となり、下がり始めた

= 円安 = (令和 4.10.21 読売新聞)

- ・ドル建賃金 4 割減

日本の外国人労働者細る、日本離れが始まった、稼ぐ力が低下

= 眠る時間が短くなってきた日本 = (令和 4.10.19、令和 4.10.24 日経新聞)

- ・世界では、よく眠る人ほど利益を出している
- ・日本人睡眠時間は、一人平均 6.22 時間 (世界の最下位) と下りつつある
然も一人当たりの労働生産性は低くなってきた

= 日経「私の履歴書：清水建設 宮本洋一氏 (令和 4.11.29)」より =

「建設の担い手確保に課題 ～資材価格急騰への対応も～」

- ・喫緊のテーマはウクライナ情勢と円安
- ・資材価格急騰でコスト上昇分を負担しきれない
- ・この先ハードルは時間外労働で、原則 360 時間 特例 720 時間 (年)

現場での労働時間を少なくして、部材を工場制作

加工したものをジョイント作業

時短となり、品質も良くなる

水のようにまぶしく、輝き、希望を持ってチャレンジし、日本の若者は、今一歩ずつ前に出ようではないか。輝きを続ける。日本のために、未来を担う若者の希望の国、ニッポン、日本は貴方達、若者の幸福の祖国だ！

会員だより

安城支部

《会社概要》

企 業 名：株式会社 竹豊物流

代 表 者：代表取締役 加藤 正人

所 在 地：安城市城ヶ入町広見 133 番地 2

創 業：1990（平成 2）年 2 月 14 日

事業内容：一般貨物自動車運送事業、一般貨物取扱業、
倉庫業、一般労働者派遣事業

従業員数：43 名（2023 年 1 月現在）

保有車両：37 両（大型 16 両、中型 21 両）

U R L：<https://chikuhou-logi.com/>



《企業理念》

「愛知県西三河地区を中心とした地域密着で『安全・安心な輸送サービス』を提供」

当社は創業から 40 年以上、自動車部品を主力にした輸送・保管業務を得意としています。安心で安全な輸送サービスを継続することでお客様の信頼を構築し、また各種自動車部品の輸送だけでなく、自動車部品輸送のノウハウを活かした一般貨物の取り扱いもおこなっております。様々なニーズの輸送に広くお応えできるよう努め、地域の皆様から必要とされる身近な物流業者を目指して日々邁進しています。

《事業内容》

一般貨物自動車運送事業	大手自動車メーカーで使用される自動車部品を中心に輸送しています。当社の企業理念である「安心・安全な輸送サービス」により、愛知県西三河地域の産業の核である自動車産業の発展に貢献しています。
倉庫業	2018 年に倉庫を新設。荷主様よりお預かりした商品の入出庫管理およびピッキング作業を実施しています。荷主様の物流業務の効率化や商品保管ニーズに応えています。
一般労働者派遣事業	主にフォークリフトオペレーターや部品の入出庫作業の作業員などの派遣事業を実施しています。様々な業種で必要とされるフォークリフトオペレーターを求める事業者様、また人員不足にお悩みの事業者様に対応しています。



▲当社保有車輛



▲倉庫

《安全や環境に対する取り組み》

当社では安全や環境の取り組みとして、国土交通省・全日本トラック協会が認定する「安全性優良事業所 G マーク」と、交通エコロジー・モビリティ財団が認定する「グリーン経営認証」を取得し、従業員の安全意識の向上並びに環境負荷の少ない事業運営を推進しています。



主催:(公社)愛知労働基準協会

参加費無料

会場・WEB
同時開催

安全管理者交流会/愛知衛生管理者交流会/愛知THP推進協議会

化学物質管理実務対応セミナー

～自律的な化学物質管理の進め方を解説します～

日時

会場

4月21日(金)
13:30～16:30

名古屋市公会堂
4階ホール

WEB参加: Zoomウェビナー(オンライン聴講)

セミナー詳細

講話:愛知労働局 労働基準部

(13:35～14:00) 安全課長 濱田 勉 氏, 健康課長 井奥 善久 氏

講師:土屋 眞知子 氏(土屋 眞知子コンサルタントオフィス 代表)

(14:00～16:30)

💡 講演のポイント 💡

自律的な化学物質管理を進めるに当たってSDSの見方等の基礎知識の付与の必要性



リスクアセスメント活動における特別則等の既存規制と新規規制への取り組み方



これからのリスクアセスメント手法(リスクの見積)と濃度基準値の遵守方法とその確認方法



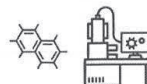
労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度を最小限度にするリスク低減措置



作業環境測定が第3管理区分に区分された場合の事業者にかかる義務内容



化学物質管理者と保護具着用管理責任者の具体的な業務



お申込み

お申込はweb申込のみです
下記二次元バーコード、
またはHPからお申込みください
二次元バーコード
(web申込ページ直通)



HP

<https://www.airouki.or.jp/>

化学物質管理者講習(有料)を2023年度開催予定です。

会場
アクセス

所在地:名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車4番出口徒歩2分
JR中央線「鶴舞駅」下車徒歩2分

< 会場参加の皆さまへお願い > 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用・手指消毒・受付での検温・ソーシャルディスタンスへのご協力をお願いします

お知らせ

2023 年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 4月7日 (実) 4月8・9・15日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450 円	
		(学) 5月12日 (実) 5月13・14・20日			
	プレス作業主任者	4月17・18日	あいち産業科学技術総合センター	13,090 円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	4月3・4日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		5月22・23日			
	有機溶剤作業主任者	4月27・28日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		5月22・23日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	5月29・30・31日	あいち産業科学技術総合センター	17,710 円	
	石綿作業主任者	4月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	13,240 円	
		5月10・11日			
特 別 教 育	自由研削といし	5月16日	あいち産業科学技術総合センター	10,450 円	13,750 円
	アーク溶接	(学・実) 5月24・25日	(学・実) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	23,210 円	26,510 円
		(実) 未定			
	粉じん	5月15日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円
	低圧電気 (実技7H含む) ※4月のみ別途 弁当代1,100円徴収	(学) 4月17日	あいち産業科学技術総合センター	17,050 円	20,350 円
		(実) 4月18日		1,100 円 計18,150 円	1,100 円 計21,450 円
	フルハーネス型 墜落制止用器具	5月17日	あいち産業科学技術総合センター	9,570 円	12,870 円
そ の 他 の 教 育	産業用ロボット	(学) 5月24・25日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980 円	38,280 円
		(実) 未定			
	一般建築物 石綿含有建材 調査者講習	4月24・25日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,140 円
	雇入時(新入者) 安全衛生教育	4月19日	あいち産業科学技術総合センター	7,568 円	10,868 円
	安全管理者選任時研修	4月12・13日	あいち産業科学技術総合センター	18,150 円	21,450 円
	職長教育(製造業)	4月13・14日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円
		5月10・11日			
	衛生管理者 受験準備勉強会	4月5・6日	あいち産業科学技術総合センター	18,480 円	21,780 円

※ 2023.4 より、昼食の手配はございません。各自ご準備いただきますのでご注意ください。

一般建築物石綿含有建材調査者講習を開催いたします

建築物等の解体または改修の作業を行う時には、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行う事が義務付けられました。

当協会においても2023年度より該当の講習会を開催する事となりました。この機会に是非受講されますようご案内いたします。(講習日：2023年4月24・25日)

詳細は当協会ホームページをご覧ください。

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	ガス溶接作業主任者	4月3日	4月8日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ教育センター	13,780 円
	鉛 作 業 主 任 者	4月18・19日		ポ ー ラ ビ ル		13,170 円
	乾 燥 設 備 作 業 主 任 者	4月12日	4月13日	ポ ー ラ ビ ル		13,450 円
	は い 作 業 主 任 者	4月24・25日		ポ ー ラ ビ ル		12,895 円
その他	建 築 物 石 綿 含 有 調 査 者	4月27・28日		ポ ー ラ ビ ル		45,280 円
	マスクフィットテスト実施者	4月20日		名古屋市公会堂		26,080 円

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講 習 名	日 程	会 場	会 費	
			会 員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1日研修会	5月15日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	18,700 円

4月号会報配布日のお知らせ

4月1日付けの刈谷労働基準監督署 人事異動を掲載するため、配布日が4月10日前後になります。

人事異動につきましては、4月3日に協会ホームページに掲載しますので、ご覧下さい。

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

